

佐那河内村議会議員選挙及び佐那河内村長選挙  
公費負担の手引き  
(自動車, ビラ及びポスター)

佐那河内村選挙管理委員会

令和4年9月

# はじめに

この手引きは、佐那河内村議会議員選挙及び佐那河内村長選挙において、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラの作成並びに選挙運動用ポスターの作成に係る経費の公費負担を受ける場合の手続きについて記述したものです。

## 目 次

1.	公費負担制度とは	2
2.	公費負担の種類	2
3.	対象となる候補者	2
4.	公費負担の限度額	
	（1）選挙運動用自動車の使用	3
	（2）選挙運動用ビラの作成	3
	（3）選挙運動用ポスターの作成	4
5.	諸手続き	
	【1】契約締結と契約届出	5
	【2】確認申請	5
	【3】使用（作成）証明書の交付	5
	【4】費用の請求	6
	・選挙運動用自動車（ハイ・タクシー）の諸手続きについて	8
	・選挙運動用自動車の借入（ハイ・タクシー以外）の諸手続きについて	10
	・選挙運動用自動車の燃料代（ハイ・タクシー以外）の諸手続きについて	12
	・選挙運動用自動車の運転手（ハイ・タクシー以外）の諸手続きについて	14
	・選挙運動用ビラの作成の諸手続きについて	16
	・選挙運動用ポスターの作成の諸手続きについて	18

## 1. 公費負担制度とは

この制度は、佐那河内村議会議員選挙及び佐那河内村長選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、佐那河内村が各契約業者等に直接その費用をお支払いするものです。

## 2. 公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、佐那河内村の条例及び公職選挙法で上限額等の基準が定められています。

公費負担の対象となるものは、以下の3種類です。

- (1) 選挙運動用の自動車の使用
- (2) 選挙運動用のビラの作成
- (3) 選挙運動用のポスターの作成

## 3. 対象となる候補者

この選挙公営制度においては、村が公費負担する候補者は供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。

供託物を没収される候補者については、すべて自己負担となります。

### ◆ 村議会議員選挙における供託物没収点

$$\text{有効投票数} \div \text{議員定数 (8人)} \times 1/10$$

### ◆ 村長選挙における供託物没収点

$$\text{有効投票数} \times 1/10$$

## 4. 公費負担の限度額

### (1) 選挙運動用自動車の使用

区 分		公費負担の対象	公費負担の限度額	備考	
選挙運動用自動車の使用	①一般乗用旅客自動車運送事業者との契約 (ハイヤー、タクシーの借上げ)	選挙運動用自動車として使用された各自の料金の合計額 (1日について1台に限る)	1日 64,500円 × 5日 = 322,500円	①の契約と②の契約は選択	
	②上記に掲げる契約以外の契約の場合	自動車の借上契約 (レンタル、個人、会社等からの借上げ)	選挙運動用自動車として使用された各自の料金の合計額 (1日について1台に限る)		1日 16,100円 × 5日 = 80,500円
		燃料の供給契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金		1日 7,700円 × 5日 = 38,500円
		運転手の雇用契約	選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計額 (1日について1人に限る)		1日 12,500円 × 5日 = 62,500円

※一般乗用旅客自動車運送事業者との契約（ハイヤー、タクシーの借上げ）とは、道路運送法第3条第1項ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者と燃料及び運転手込み自動車を借り入れる契約方式です。燃料代及び運転手雇用の公費負担制度を併用することはできません。

(2) 選挙運動用ビラの作成

公費負担の対象	単価の上限	枚数の上限
(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の枚数)	7円73銭……①	村議 1,600枚……②  村長 5,000枚……②

【例1】 村長選挙運動用ビラ6,000枚の作成を39,000円で契約した場合

- ・ 1枚当たりの作成単価は、 $39,000円 \div 6,000枚 = 6円50銭$ になります。  
この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、 $6円50銭 \times 5,000枚 = 32,500円$ が公費負担の対象となります。  
この額を超える分6,500は、候補者の負担になります。

【例2】 村長選挙運動用ビラ5,000枚の作成を41,000円で契約した場合

- ・ 1枚当たりの作成単価は、 $41,000円 \div 5,000枚 = 8円20銭$ になります。  
この場合は、作成枚数は上限以下ですが、作成単価が上限を超えているため、 $7円73銭 \times 5,000枚 = 38,650円$ が公費負担の対象となります。  
この額を超える分2,350円は、候補者の負担になります。

(3) 選挙運動用ポスターの作成

公費負担の対象	単価の上限	枚数の上限
(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の枚数)	13,718円……①	24枚……②
	根拠 $\frac{541円31銭 \times 24枚 + 316,250円}{24箇所}$	根拠 (ポスター掲示場数 = 24箇所)

【例1】 選挙運動用ポスター50枚の作成を75万円で契約した場合

- ・ 1枚当たりの作成単価は、 $750,000円 \div 50枚 = 15,000円$ になります。  
この場合は、作成単価が上限を超え、かつ作成枚数も上限を超えているため、 $13,718円 \times 24枚 = 329,232円$ が公費負担の対象となります。  
この額を超える分420,768円は、候補者の負担になります。

【例2】 選挙運動用ポスター25枚の作成を30万円で契約した場合

- ・ 1枚当たりの作成単価は、 $300,000円 \div 25枚 = 12,000円$ になります。  
この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、 $12,000円 \times 24枚 = 288,000円$ が公費負担の対象となります。  
この額を超える分12,000円は、候補者の負担になります。

## 5. 諸手続き

### 【1】契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各業者等と有償契約を締結し、その旨を届出しなければなりません。

- (1) 届出先 佐那河内村選挙管理委員会
- (2) 届出期日 契約が立候補届出より前の場合……………立候補届出時  
契約が立候補届出より後の場合……………契約締結後直ちに
- (3) 添付書類 各業者等との契約書の写し

#### ❖ 注 意 ❖

- (a) 「選挙運動用自動車の使用」において、「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約の場合」については、①自動車の借入れ、②燃料代、③運転手の雇用のそれぞれ個別の契約書の写しが必要です。
- (b) 契約の相手方が生計を一にする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限りません。

### 【2】確認申請

下記(1)については、公費負担の適用を受けようとする場合は、確認申請が必要です。

- (1) 確認申請が必要なもの
  - ・選挙運動用自動車の燃料代……………金額の制限範囲内であることの確認
  - ・選挙運動用ビラの作成……………作成限度枚数の確認
  - ・選挙運動用ポスターの作成……………作成限度枚数（掲示場数）の確認
- (2) 確認申請の方法
  - ・確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。
  - ・確認申請書には、すでに確認を受けた金額（枚数）を記載する必要上、申請書の写し又は控えを保管してください。
  - ・確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。
- (3) 確認申請書の提出先 佐那河内村選挙管理委員会
- (4) 確認書の交付
  - ・申請に基づき選挙管理委員会から確認書を交付します。
  - ・交付を受けた確認書は、直ちに業者に提出してください。
  - ・確認書は、契約業者が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

### 【3】使用（作成）証明書の交付

上記【1】の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに「使用（作成）証明書」を作成し、契約業者等に交付（1部）しなければなりません。

なお、この「使用（作成）証明書」は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

#### 【4】費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、佐那河内村選挙管理委員会が業者等に直接支払います。

ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

##### (1) 請求する際に必要な提出書類

区 分		必要書類		
選挙運動用自動車の使用	一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合 (ハイヤー・タクシー)	①請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第6号(その1)】		
		②請求内訳書 【(別紙)その1】		
		③選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第4号(その1)】		
	上記以外の契約による場合	自動車の借入れ	①請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第6号(その1)】	
			②請求内訳書 【(別紙)その2】	
			③選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第4号(その1)】	
		燃料代	①請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第6号(その1)】 ※給油伝票の写しを添付(給油月日、自動車登録番号または車両番号、給油量、給油金額のわかるもの)	
			②請求内訳書 【(別紙)その2】	
			③選挙運動用自動車使用証明書(燃料) 【様式第4号(その2)】	
			④自動車燃料代確認書 【様式第3号(その1)】	
		運転手の報酬	①請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第6号(その1)】	
			②請求内訳書 【(別紙)その2】	
			③選挙運動用自動車使用証明書(運転手) 【様式第4号(その3)】	
		選挙運動用ビラの作成		①請求書(ビラの作成) 【様式第6号(その2)】
				②請求内訳書(ビラの作成) 【(別紙)】
③ビラ作成証明書 【様式第5号(その1)】				
④ビラ作成枚数確認書 【様式第3号(その2)】				
選挙運動用ポスターの作成		①請求書(ポスターの作成) 【様式第6号(その3)】		
		②請求内訳書(ポスターの作成) 【(別紙)】		
		③ポスター作成証明書 【様式第5号(その2)】		
		④ポスター作成枚数確認書 【様式第3号(その3)】		

(2) 請求書の提出の際の注意

- ・支払方法は口座振込みで行いますので、振込先は正確に記入してください。
- ・請求書に誤りがある場合は、再度提出していただく場合がありますのでご注意ください。

(3) 請求書の提出先

徳島県名東郡佐那河内村下字西ノハナ 3 1 番地 佐那河内村選挙管理委員会

TEL 088-679-2114



# 選挙運動用自動車の使用（ハイヤー・タクシー）

（一般用旅客自動車運送事業者との契約による場合）

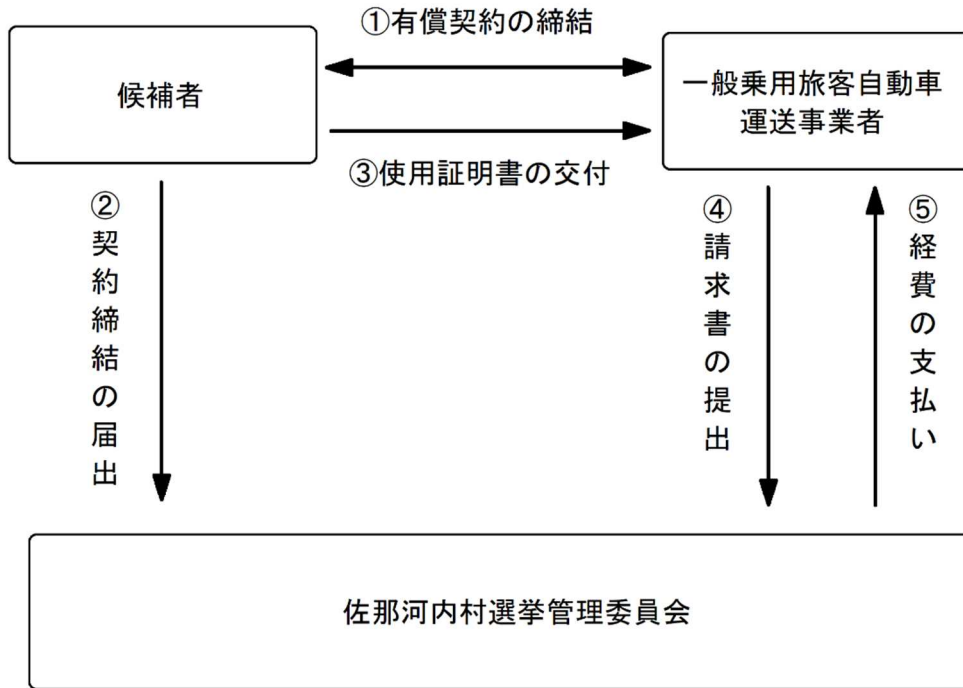
◆選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	書類・様式名	チェック
あらかじめ	選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第1号(その1)】	
	契約書の写し	
請求時	請求書(選挙運動用自動車の使用)【様式第6号(その1)】	
	請求内訳書【(別紙)その1】	
	選挙運動用自動車使用証明書(自動車)【様式第4号(その1)】	

## 選挙運動用自動車の使用

(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約)

※ハイヤー・タクシーの借上げ



順序	手続き	必要書類・添付書類	様式
①	有償契約の締結 (候補者と運送業者)	選挙運動用自動車運送契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者 ⇒ 村選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書	様式第1号(その1)
		①の契約書の写し	
③	使用証明書の交付 (候補者 ⇒ 運送事業者)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車)	様式第4号(その1)
④	請求書の提出 (運送事業者 ⇒ 村長)	請求書 (選挙運動用自動車の使用)	様式第6号(その1)
		請求内訳書	(別紙) その1
		③の使用証明書	
⑤	経費の支払い (村長 ⇒ 運送事業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は村長へ④の請求をすることはできません。

2 村長に対する上記の請求については、佐那河内村選挙管理委員会で受け付けます。

## 選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）

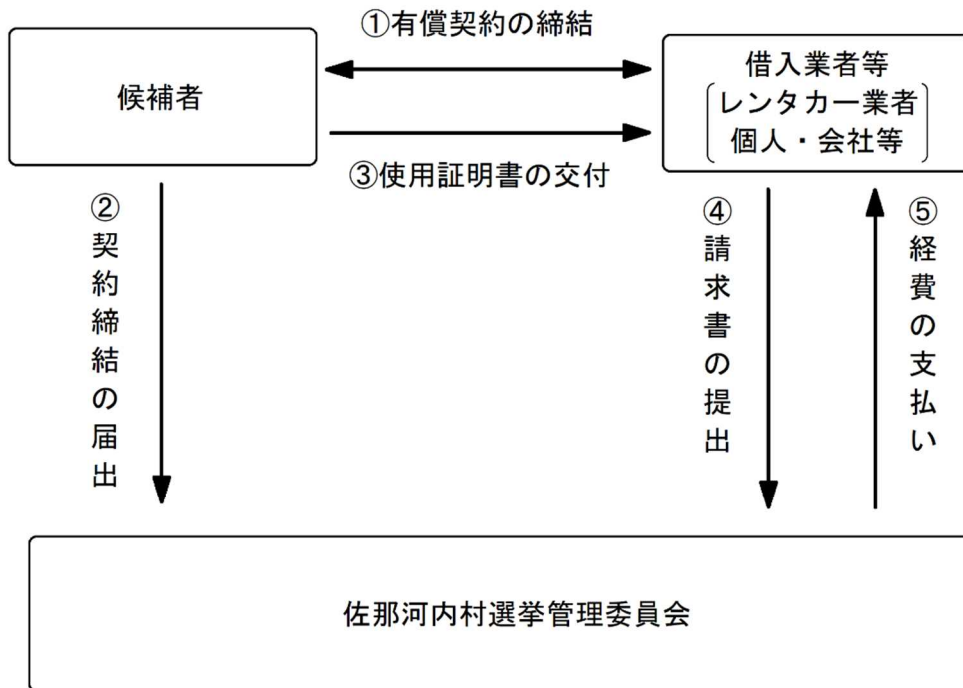
（一般用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の自動車の借入れ）

### ◆選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	書類・様式名	チェック
あらかじめ	選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第1号(その1)】	
	契約書の写し	
請求時	請求書(選挙運動用自動車の使用)【様式第6号(その1)】	
	請求内訳書【(別紙)その2】	
	選挙運動用自動車使用証明書(自動車)【様式第4号(その1)】	

## 選挙運動用自動車の使用

(自動車の借入れ) ※個別契約



順序	手続き	必要書類・添付書類	様式
①	有償契約の締結 (候補者と借入事業者等)	選挙運動用自動車運送契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者 ⇒ 村選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書	様式第1号(その1)
		①の契約書の写し	
③	使用証明書の交付 (候補者 ⇒ 借入事業者等)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車)	様式第4号(その1)
④	請求書の提出 (借入事業者等 ⇒ 村長)	請求書 (選挙運動用自動車の使用)	様式第6号(その1)
		請求内訳書	(別紙)その2
		③の使用証明書	
⑤	経費の支払い (村長 ⇒ 借入事業者等)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、借入事業者等は村長へ④の請求をすることはできません。

2 村長に対する上記の請求については、佐那河内村選挙管理委員会で受け付けます。

## 選挙運動用自動車の使用（燃料代）

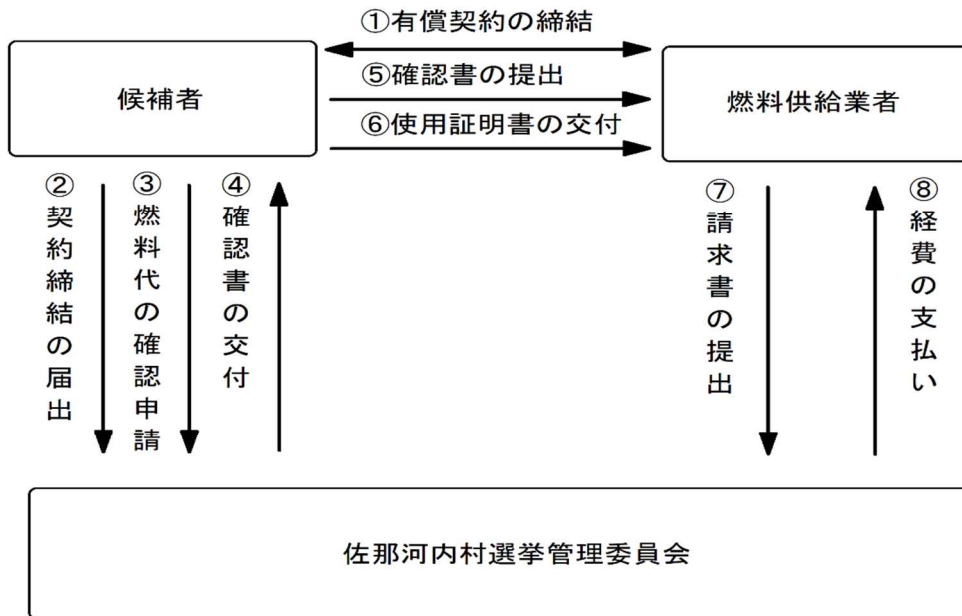
（一般用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の燃料代）

◆選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	書類・様式名	チェック
あらかじめ	選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第1号(その1)】	
	契約書の写し	
請求時	請求書(選挙運動用自動車の使用)【様式第6号(その1)】	
	請求内訳書【(別紙)その2】	
	選挙運動用自動車使用証明書(燃料)【様式第4号(その2)】	
	自動車燃料代確認書【様式第3号(その1)】	
	給油伝票の写し	

## 選挙運動用自動車の使用

(燃料代) ※個別契約



順序	手続き	必要書類・添付書類	様式
①	有償契約の締結 (候補者と燃料供給業者)	選挙運動用自動車運送契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者 ⇒ 村選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 ①の契約書の写し	様式第1号(その1)
③	確認申請書の提出 (候補者 ⇒ 村選管)	自動車燃料代確認申請書	様式第2号(その1)
④	確認書の提出 (村選管 ⇒ 候補者)	自動車燃料代確認書	様式第3号(その1)
⑤	確認書の提出 (候補者 ⇒ 燃料供給業者)	④の確認書	
⑥	使用証明書の交付 (候補者 ⇒ 燃料供給業者)	選挙運動用自動車使用証明書 (燃料) 給油伝票の写し	様式第4号(その2)
⑦	請求書の提出 (燃料供給業者 ⇒ 村長)	請求書 (選挙運動用自動車の使用) 請求内訳書 ④の確認書 ⑥の使用証明書 給油伝票の写し	様式第6号(その1) (別紙)その2
⑧	経費の支払い (村長 ⇒ 燃料供給業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、燃料供給業者は村長へ⑦の請求をすることはできません。

2 村長に対する上記の請求については、佐那河内村選挙管理委員会で受け付けます。

# 選挙運動用自動車の使用（運転手）

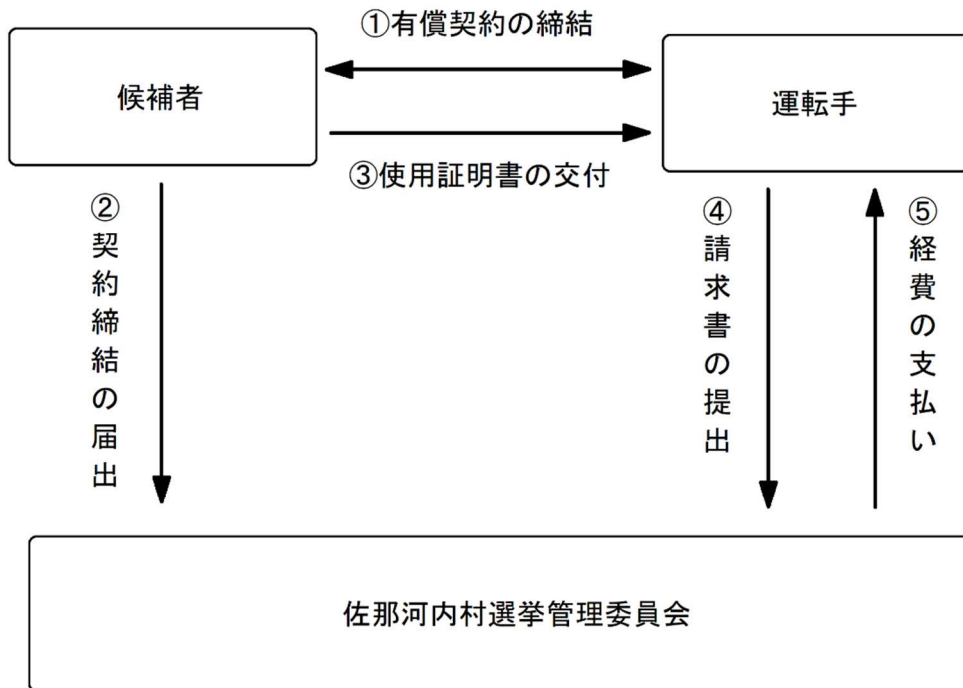
（一般用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の運転手の報酬）

◆選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	書類・様式名	チェック
あらかじめ	選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第1号(その1)】	
	契約書の写し	
請求時	請求書(選挙運動用自動車の使用)【様式第6号(その1)】	
	請求内訳書【(別紙)その2】	
	選挙運動用自動車使用証明書(運転手)【様式第4号(その3)】	

## 選挙運動用自動車の使用

(運転手の雇用) ※個別契約



順序	手続き	必要書類・添付書類	様式
①	有償契約の締結 (候補者と運転手の雇用者)	選挙運動用自動車の運転手の雇用契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者 ⇒ 村選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書	様式第1号(その1)
		①の契約書の写し	
③	使用証明書の交付 (候補者 ⇒ 運転手)	選挙運動用自動車使用証明書(運転手) <b>【様式第4号(その3)】</b>	
④	請求書の提出 (運転手 ⇒ 村長)	請求書 (選挙運動用自動車の使用)	様式第6号(その1)
		請求内訳書	(別紙)その2
		③の使用証明書	
⑤	経費の支払い (村長 ⇒ 運転手)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運転手は村長へ④の請求をすることはできません。

2 村長に対する上記の請求については、佐那河内村選挙管理委員会で受け付けます。

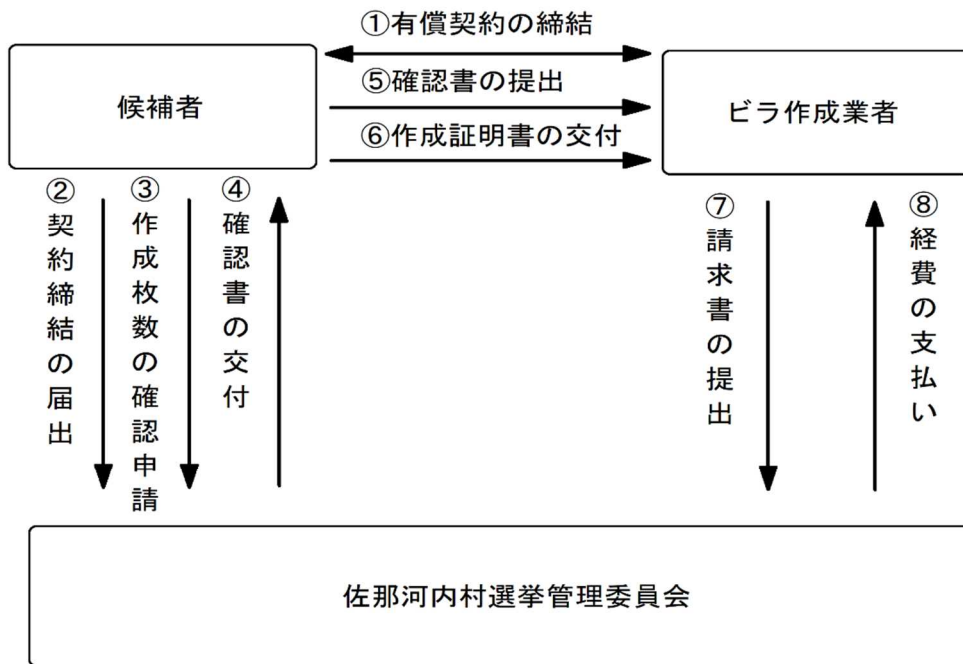


## 選挙運動用ビラの作成

◆選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	書類・様式名	チェック
あ ら か じ め	ビラ作成契約届出書【様式第1号(その2)】	
	契約書の写し	
	仕様が記載された書面	
請 求 前	ビラ作成枚数確認申請書【様式第2号(その2)】	
請 求 時	請求書(ビラの作成)【様式第6号(その2)】	
	請求内訳書(ビラの作成)【(別紙)】	
	ビラ作成枚数確認書【様式第3号(その2)】	
	ビラ作成証明書【様式第5号(その1)】	

### 選挙運動用ビラの作成



順序	手続き	必要書類・添付書類	様式
①	有償契約の締結 (候補者とビラ作成業者)	ビラ作成契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者 ⇒ 村選管)	ビラ作成契約届出書	様式第1号(その2)
		①の契約書の写し	
		仕様が記載された書面	
③	確認申請書の提出 (候補者 ⇒ 村選管)	ビラ作成枚数確認申請書	様式第2号 (その2)
④	確認書の提出 (村選管 ⇒ 候補者)	ビラ作成枚数確認書	様式第3号 (その2)
⑤	確認書の提出 (候補者 ⇒ ビラ作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の交付 (候補者 ⇒ ビラ作成業者)	ビラ作成証明書	様式第5号 (その1)
⑦	請求書の提出 (ビラ作成業者 ⇒ 村長)	請求書 (ビラの作成)	様式第6号 (その2)
		請求内訳書	(別紙)
		④の確認書	
		⑥の作成証明書	
⑧	経費の支払い (村長 ⇒ ビラ作成業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、ビラ作成業者は村長へ⑦の請求をすることはできません。

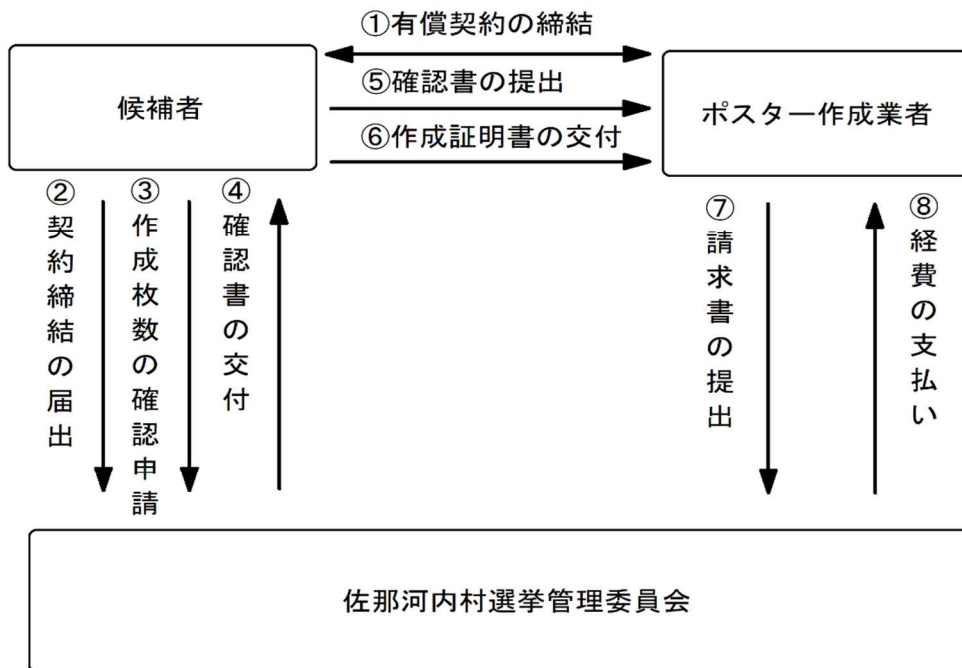
2 村長に対する上記の請求については、佐那河内村選挙管理委員会で受け付けます。

## 選挙運動用ポスターの作成

◆選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	書類・様式名	チェック
あ ら か じ め	ポスター作成契約届出書【様式第1号(その3)】	
	契約書の写し	
	仕様が記載された書面	
請 求 前	ポスター作成枚数確認申請書【様式第2号(その3)】	
請 求 時	請求書(ポスターの作成)【様式第6号(その3)】	
	請求内訳書(ポスターの作成)【(別紙)】	
	ポスター作成枚数確認書【様式第3号(その3)】	
	ポスター作成証明書【様式第5号(その2)】	

## 選挙運動用ポスターの作成



順序	手続き	必要書類・添付書類	様式
①	有償契約の締結 (候補者とポスター作成業者)	ポスター作成契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者 ⇒ 村選管)	ポスター作成契約届出書 ①の契約書の写し 仕様が記載された書面	様式第1号(その3)
③	確認申請書の提出 (候補者 ⇒ 村選管)	ポスター作成枚数確認申請書	様式第2号(その3)
④	確認書の提出 (村選管 ⇒ 候補者)	ポスター作成枚数確認書	様式第3号(その3)
⑤	確認書の提出 (候補者 ⇒ ポスター作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の交付 (候補者 ⇒ ポスター作成業者)	ポスター作成証明書	様式第5号(その2)
⑦	請求書の提出 (ポスター作成業者 ⇒ 村長)	請求書 (ポスターの作成) 請求内訳書 ④の確認書 ⑥の作成証明書	様式第6号(その3) (別紙)
⑧	経費の支払い (村長 ⇒ ポスター作成業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、ポスター作成業者は村長へ⑦の請求をすることはできません。

2 村長に対する上記の請求については、佐那河内村選挙管理委員会で受け付けます。